

## 陳情第2709号の各要望項目における本市の行政施策の現在の進捗状況及び政令指定都市の取組状況について

番号	要望内容	本市の行政施策の現在の進捗状況	政令指定都市の取組状況
1	京都市長自らがウトロ地区でのヘイトクライム事件に関して、これを決して許さないとする声明を出し、京都市として差別解消に向けた取組を行うことはっきりと態度表明すること。それと同時に京都市会でもヘイトクライム事件を弾劾し、差別を許さないという趣旨の決議を行うこと。	本市では、京都市人権文化推進計画において「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」を重要課題として位置付け、京都市国際都市ビジョンにおいても、「多様な文化を尊重し、国籍や民族の違いなどにより不当な差別を受けることのない社会の実現を目指します。」と明記しており、様々な啓発活動などに取り組んでいる。人種、民族等、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪が元で引き起こされる犯罪行為は、断じて許されるものではなく、引き続き、あらゆる市民が異なる文化的背景や考え方、価値観等を認め合うとともに、外国籍市民等が持つ多様性を活かしたまちづくりに向けた取組を進めていく。	
2	同じ京都市に住み、生活の場を共にし、かつ京都市に税金を支払うことを求められ得る立場でありながら、京都市政に日本国籍を持たない住民たちが一切参加できない状況こそが差別の背景にあると考えられる。よって、京都市会で日本国籍を持たない住民たちの地方参	<p>市民参加推進条例に基づく市政参加の各種制度（附属機関等の委員の選任、パブリック・コメントの実施、ワークショップの開催等）については、基本的に国籍等による就任、参加の制限はない。</p> <p>また、同条例に基づき策定された第3期市民参加推進計画においても「市民」の定義として明示的に国籍による区別を設けないこととしている。</p> <p>住民投票について、本市においては規定する条例を制定しておら</p>	別紙1のとおり

番号	要望内容	本市の行政施策の現在の進捗状況	政令指定都市の取組状況
	政権を認めるよう国に求める決議を行い、国に働き掛けること。かつ京都市での住民投票に日本国籍を持たない住民たちが参加できるよう条例で取り決めること。	ず、憲法をはじめとする国の法律の規定以外に住民投票を可能とする制度はない。住民投票は、多大なコストを要すること、少数意見や中間的な意見が反映されにくいこと等の課題もあるため、実施については慎重な検討が必要である。	
3	紙屋川砂防ダムに住む在日朝鮮人・韓国人の居住権の確保と生活保障のために京都市として取り組むこと。地域住民への差別と偏見の解消にも併せて取り組むこと。	<p>当該地域は、河川区域内の砂防ダム内にあり増水時の家屋の安全確保が不可能なため、河川管理者である京都府において粘り強く取り組んでいる区域外への移転が必要と考えるが、福祉施策等、必要なものについては、他の住民と同様の行政サービスを提供している。</p> <p>なお、防災対策として、河川増水時に屋内浸水の危険があることから、以下の対応を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北区防災会議において災害危険箇所（区内 19 箇所）の 1 つとして指定し関係機関で情報共有を図る。</li> <li>・京都府、北消防署、北警察署、北区役所で連携し、台風、大雨の接近が予測される場合に個別訪問による注意喚起の実施、現地での水位監視及び避難情報発令時に拡声器等による情報伝達等を行っている。</li> </ul>	

番号	要望内容	本市の行政施策の現在の進捗状況	政令指定都市の取組状況
4	ウトロ地区の住民の生活状況の改善と地域住民への差別と偏見の解消を進めるために、宇治市に京都市から働き掛けすること。京都市としても差別・偏見解消に協力すること。	ウトロ地区の事件については、宇治市の人権担当部署とも情報交換を行っている。本市としては、引き続き世界文化自由都市宣言の理念に基づき、国籍や文化の違いを超えて、お互いを理解し、尊重し合う多文化共生のまちづくりに着実に進め、啓発等に取り組んでいく。	
5	日本国籍を有していないために年金に加入できないなど公的な福祉制度の対象外とされてきた在日朝鮮人・韓国人への補償を行うよう国に対して求める決議を京都市会で行い、国に働き掛けること。同時に不足分を京都市として補償すること。	<p>昭和 57 年 1 月に社会保障関係法令から国籍要件が撤廃されて以降、日本国籍を有していない方も基礎年金の適用対象とされている。</p> <p>また、国籍要件が撤廃された際に、既に高齢であった外国籍の方や母子世帯となっていた外国籍の方、あるいは既に 20 歳を超えた障害者であった外国籍の方については基礎年金の受給要件を満たすことができないため、本市においては、外国人無年金者に対する独自の給付として、高齢外国籍市民福祉給付金 17,000／月、外国籍市民重度障害者特別給付金 41,300 円／月を支給しており、京都府においても、在日外国人高齢者特別給付金 7,500 円／月、在日外国人重度障害者特別給付金 20,000 円／月を支給している。</p> <p>無年金者の救済については、国において解決されるべきものと考えており、今後とも制度の改善について、国に対し要望を行っていく。</p>	別紙 2・3 のとおり

番号	要望内容	本市の行政施策の現在の進捗状況	政令指定都市の取組状況
6	<p>朝鮮学校が高校及び幼保の無償化から除外されることにより在日朝鮮人・韓国人が民族教育を受ける権利が著しく侵害されている現状を鑑みて、京都市として授業料無償化の対象に朝鮮学校などの外国にルーツを有する人たちのための学校を加えるよう国に求める決議を京都市会で行い、国に働き掛けること。同時に朝鮮学校などに対して無償化が適用された場合と実質変わらなくなる程度の補助を行うこと。</p>	<p>昭和 57 年度から私学振興助成法及び地方自治法に基づき、京都市内の朝鮮学校を設置する法人に対し、補助金を支出している。また、本市で教育を受ける子どもたちの教育条件を保障するという観点から、日本の義務教育に相当する小・中学部に在籍する児童生徒の教育に係る教材備品等に要する経費を補助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度交付額 5,674 千円</li> </ul> <p>幼児教育・保育の無償化は、国の制度設計の下、全国一律の制度として実施されており、本市としては今後も国の動向を見据えつつ、適切な制度運営に努めていく。</p> <p>なお、国制度外で新たに独自補助を行うことは、本市財政が危機的な状況にある中、困難である。</p>	別紙 4 のとおり
7	<p>民族的ルーツに基づく差別的な行為及び言説に対する罰則を条例で規定することを含めて、あらゆる差別的な行為及び言説を許さないための条例づくりなどの施策を京都市として講じること。</p>	<p>本市では、京都市人権文化推進計画に基づき、市民ひとりひとりが、自己及び他者の人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築に向けて、市民、企業、関係機関・団体等と連携しながら、「教育・啓発」・「人権擁護」・「人権相談」の 3 本柱で人権施策に取り組んでいる。</p> <p>また、インターネット上に、偏見や差別を助長するおそれがあるなど、人権擁護上極めて問題がある書き込みがあった場合には、京都府と連携し、法務局への削除要請を行い、対処している。</p>	別紙 5 のとおり
8	日本の朝鮮への侵略と植民地支配及びそれに伴う加害の歴史の清算が未だ	朝鮮半島の歴史的な事象や背景、日本との関わりなどについて、本市立学校では、学習指導要領や文部科学省の検定を経た教科書に	/

番号	要望内容	本市の行政施策の現在の進捗状況	政令指定都市の取組状況
	<p>なされず、歴史教育も不十分であることが在日朝鮮人・韓国人への差別の大きな背景にあることを鑑みて、国に対して日本のこれまでの朝鮮を含めた侵略と植民地支配、それに伴う加害に対する謝罪と賠償による清算と歴史教育を求める決議を京都市会で行い、国に働き掛けること。京都市でも日本の加害の歴史についての教育を徹底すること。</p>	<p>基づき、小学校6年生から中学校3年生までは主に社会科（歴史的分野及び公民的分野）において、高校では主に地理歴史科（世界史及び日本史）において体系的に学習している。</p> <p>その中で、朝鮮半島に対する日本の植民地支配等についても取り扱っており、多様な視点に着目しながら、課題を追究したり解決したりする学習活動を通して、現在と未来の日本や世界の在り方について、課題意識をもって多面的・多角的に考察、構想することで、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を身に付けることを目指している。</p>	

## 政令指定都市の住民投票に関する取組状況について

自治体名	取組状況
札幌市	<p>札幌市自治基本条例（平成19年4月施行）</p> <p>自治基本条例（自治の基本を定める最高規範）の中で、住民投票規定が設けられている。ただし、投票の実施に係る必要な事項（投票資格・投票方法・成立要件等）は別の条例で定めることとしている（非常設型）。</p>
仙台市	なし
さいたま市	なし
千葉市	なし
川崎市	<p>川崎市住民投票条例（平成21年4月施行）</p> <p>（主な内容）</p> <p>一定数以上の署名などの条件を満たしていれば、改めて条例を作る必要のない「常設型」の住民投票条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発議要件 投票資格者1/10以上の署名，</li> <li>・投票資格者 市内在住3箇月以上満18歳以上の日本人，永住外国人，特別永住者又は在留資格をもって3年を超えて外国人登録票に登録されているもの</li> <li>・成立要件 なし</li> <li>・結果の反映 市議会，市長は住民投票の結果を尊重して判断</li> </ul>
横浜市	なし
相模原市	なし
新潟市	<p>新潟市自治基本条例（平成20年2月施行）</p> <p>自治基本条例において「住民投票条例の実施」及び「住民投票の請求」が掲げられている。投票の実施に必要な事項（投票に付すべき事項・投票手続・投票資格等）は別の条例で定めることとしている（非常設型）。</p> <p>※当初、「住民投票の実施の請求」についても定める予定であったが、国政における「永住外国人の地方参政権」の議論の再燃を配慮し、削除された。</p>

静岡市	静岡市自治基本条例（平成17年4月施行） 自治基本条例（自治の基本を定める最高規範）の中で、住民投票規定が設けられている。ただし、投票の実施に係る必要な事項（投票資格・投票方法・成立要件等）は別の条例で定めることとしている（非常設型）。 ・発議要件 市内に住所を有する年齢20歳以上の日本人と永住外国人の総数の1/50以上の署名 静岡市市民参画の推進に関する条例（平成19年4月施行） 同条例及び同条例施行規則において、具体的な手續について規定しており、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定（条例の制定又は改廃の請求）の例によることとしている。 ※実施に当たっては案件に応じて別の条例を定める必要がある。
	なし
浜松市	なし
名古屋市	なし
大阪市	なし
堺市	なし
神戸市	なし
岡山市	なし
広島市	広島市住民投票条例（平成15年9月施行） (主な内容) 一定数以上の署名などの条件を満たしていれば、改めて条例を作る必要のない「常設型」の住民投票条例 ・発議要件 投票資格者1/10以上の署名、 ・投票資格者 市内在住3箇月以上満18歳以上の日本人と永住外国人 ・成立要件 投票率が50%以上で成立 ・結果の反映 有効投票総数の過半数で決定 市民、市議会、市長は住民投票の結果を尊重して判断
北九州市	北九州市自治基本条例（平成22年10月施行） 自治基本条例において「住民投票条例の実施」が掲げられている。投票の実施に必要な事項（投票に付すべき事項・投票手続・投票資格等）は別の条例で定めることとしている（非常設型）。
福岡市	なし
熊本市	熊本市自治基本条例（平成22年4月施行） 自治基本条例において「住民投票条例の実施」が掲げられている。投票の実施に必要な事項（投票に付すべき事項・投票手続・投票資格等）は別の条例で定めることとしている（非常設型）。

**政令指定都市の外国籍無年金高齢者に対する給付金の  
取組状況について**

自治体名	取組状況
札幌市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人の高齢者に対して月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
仙台市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人高齢者に月額1万円を上限に手当を支給している。月額1万円未満の受給者については、その差額を支給する。
さいたま市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人の高齢者に対して月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
千葉市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人の高齢者に対して福祉の向上を図ることを目的として、月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
川崎市	戦前に来日し、申請時に住民基本台帳に記録されてから1年以上経過している外国人高齢者に対して月額2万2千円を支給している。年金受給の有無は関係なし。
横浜市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人の高齢者に対して月額2万2千円を支給している。年金受給者は対象外。
相模原市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人の高齢者に対して月額2万円を支給している。年金受給者は対象外。
新潟市	実施無し
静岡市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万1千円を支給している。年金受給者は対象外。

浜松市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万1千円を支給している。年金受給者は対象外。
名古屋市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
大阪市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
堺市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人高齢者に月額1万円を上限に手当を支給している。月額1万円未満の受給者については、その差額を支給する。
神戸市	制度的無年金者である在日外国人等に対しては月額33,340円を支給している。年額が71万2千円未満の受給者については、年金額との差額を支給する。
岡山市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万円を支給している。年金受給者は対象外。
広島市	公的年金を受給していない在日外国人の高齢者に対して月額1万2千円を支給している。年金受給者は対象外。
北九州市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人高齢者に月額1万円を上限に手当を支給している。
福岡市	公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人高齢者に月額1万円を上限に手当を支給している。
熊本市	実施無し

## 政令指定都市外国籍等制度の無年金障害者に対する給付金・他都市状況(令和3年度)

都 市 名		札幌市		仙台市		新潟市		さいたま市		千葉市		横浜市		川崎市		相模原市		静岡市		浜松市	
名 称		外国人障害者福祉手当		外国人重度障害者等福祉手当		制度無		在日外国人障害者等福祉手当		外国人重度心身障害者福祉給付金		在日外国人障害者等福祉給付金		外国人等心身障害者福祉手当		在日外国人障害者等福祉給付金		外国人障害者給付金		制度無	
障 害 程 度	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	身体 知的 精神	
重度障害	1級 重慶 2級 中度 3級 軽度 4級 中度障害	1級 重慶 2級 中度 3級 軽度 4級	1級 重慶 2級 中度 3級 軽度 4級	1級 重慶 2級 中度 3級 軽度 4級																	
障 害 程 度 確 認 方 法	手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		手帳の等級による		
年 間 支 給 回 数	3回		3回		3回		3回		4回		4回		2回		3回						
支給対象者数(令和3年4月現在)	重度 4人		重度 0人		重度 1人		重度 1人		重度 10人		重度 1人		重度 2人		重度 1人		重度 1人		重度 0人		
年齢条件	無		下記のとおり		無		無		無		下記のとおり		無		無		昭和57年1月1日前に20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人		昭和57年1月1日前に20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人		
重 度	支 給 額		36,000円		36,000円		30,000円		36,000円		43,500円		44,500円		38,000円		27,000円				
支給月額	財 源	道府県 市一般財源	25,000円 11,000円	0円 36,000円	0円 36,000円	0円 36,000円	0円 36,000円	0円 36,000円	0円 43,500円	0円 44,500円	0円 44,500円	0円 38,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	0円 27,000円	
	中 度	支 給 額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	31,500円	31,500円	32,500円	32,500円	26,000円	26,000円	0円	0円	0円	0円	0円 昭和57年1月1日前に20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	・障害の認定日において、70歳に達していなかったこと	
令和3年度予算額(扶助費のみ)		1,388千円		0円		720千円		432千円		5,742千円		1,456千円		912千円		324千円					
制 度 初 始 年 度	平成7年		平成9年		平成18年		平成7年		平成7年		平成6年		平成6年		平成5年						
公的年金割合との併給の可否(可の場合の併給要件)	・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		不可		不可		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり						
子の加算の有無	無		無		無		無		無		無		無		無						

【年齢条件】	【仙台市】	・昭和57年1月1日前に満20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人
	・昭和57年1月1日前に満35歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和61年3月31日までの間に重度障害者になったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和36年1月1日以降昭和57年1月1日以前に満20歳に達しておらず、同日前に重度障害者であった又はこの期間内に重度障害者になったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和36年1月1日以降昭和61年3月31日以前に重度障害者になったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和57年1月1日前に満20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和57年1月1日前に満20歳に達していなかったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和22年1月1日以前に生まれた重度又は中度の障害者のうち、昭和57年1月1日前に重度又は中度の障害者となったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	
	・昭和22年1月1日以前に生まれた重度又は中度の障害者のうち、昭和61年4月1日以降重度又は中度の障害者となったがその障害の発生原因となったがその障害に係る初診日がこの期間内にある外国人	

都 市 名		名古屋市		京都府		大阪市		堺市		神戸市		岡山市		広島市		北九州市		福岡市		熊本市		
名 称		外国人障害者給付金		外国人重度障害者特別給付金		外国人心身障害者特別給付金		外国人重度障害者特別給付金		障害者特別給付金		重度障害者特別給付金		在日外国人准度障害者・高齢者給付金		外国人重度心身障害者福祉給付金		制度無				
障 害 程 度	身体 知的 精神	身体 知的 精神																				
重度障害	1級 重慶 2級 中度 3級 軽度 4級																					
障 害 程 度 確 認 方 法	手帳の等級による																					
年 間 支 給 回 数	4回		4回		2回		4回		2回		4回		4回		4回		4回					
支給対象者数(令和3年4月現在)	重度 13人		重度 25人		重度 58人		重度 1人		重度 39人		重度 11人		重度 1人		重度 4人		重度 7人		(他支給停止3人)		重度 1人	
年齢条件	無		無		無		無		無		無		無		無		無					
重 度	支 給 額		36,000円		41,300円		20,000円		20,000円		81,342円		25,000円		38,000円		36,000円		36,000円			
支給月額	財 源	道府県 市一般財源	0円 36,000円	0円 41,300円	0円 20,000円	0円 20,000円	0円 20,000円	0円 20,000円	0円 40,671円	0円 40,671円	0円 25,000円	0円 38,000円	0円 36,000円	0円 36,000円	0円 36,000円							
	中 度	支 給 額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	32,537円	0円	0円	0円										
令和3年度予算額(扶助費のみ)		6,480千円		11,848千円		14,240千円		260千円		39,532千円		600千円		485千円		2,520千円		864千円				
制 度 初 始 年 度	平成5年		平成6年		平成4年		平成5年		平成5年		平成3年		平成5年		平成6年		平成7年					
公的年金制度との併給の可否(可の場合の併給要件)	・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		不可		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり		・差額支給あり<br													

【政令市】外国籍等制度の無年金障害者に対する給付金・他都市状況(令和2年度)

都市名		札幌市			仙台市			新潟市			さいたま市			千葉市			横浜市			川崎市			相模原市			静岡市				
名称		外国人障害者福祉手当			外国人重度障害者等福祉手当			制度無			在日外国人障害者福祉手当			外国人重度心身障害者福祉給付金			在日外国人障害者等福祉給付金			外国人等心身障害者福祉手当			在日外国人障害者等福祉給付金			外国人障害者給付金				
障害程度	身体知的精神	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精			
重度障害	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶・重慶	1級重慶・重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶			
中度障害	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度			
障害程度確認方法	手帳の等級による	手帳の等級による						手帳の等級による							手帳の等級による			手帳の等級による												
年間支給回数	3回	3回						3回							3回			4回												
支給対象者数(令和2年4月現在)	重度4人	重度0人						重度1人							重度1人			重度11人中度0人												
年齢要件	無	無						無							無			無												
支給額	36,000円	36,000円						30,000円							36,000円			43,500円											27,000円	
支給月額	25,000円 11,000円	0円 36,000円						0円 30,000円							0円 36,000円			44,500円									0円 38,000円			
中度	支給額	0円	0円					0円							0円			31,500円										0円 26,000円		
支給月額	0円 0円	0円 0円						0円 0円							0円 31,500円			32,500円									0円 26,000円			
合計	1,389千円	0千円						720千円							432千円			5,742千円										912千円 324千円		
制度開始年度	平成7年	平成9年						平成18年							平成7年			平成7年											平成8年 平成5年	
公的年金制度との併給の可否(可の場合の併給要件)	・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり	・障害を支給理由とする年金ではない場合						不可							・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり			不可									・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり			
子の加算の有無	無	無						無							無			無										無		

都市名		名古屋市			京都市			大阪市			堺市			【神戸市】			岡山市			広島市			北九州市			福岡市			熊本市		
名称		外国人障害者給付金			外国人市民重度障害者特別給付金			外国人心身障害者給付金			外国人重度障害者特別給付金			障害者特別給付金			重度障害者特別給付金			重度心身障害者福祉給付金			外国人重度障害者等給付金			外国人重度心身障害者等給付金			制度無		
障害程度	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精	身体知的精		
重度障害	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶	1級重慶			
中度障害	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度	2級中度			
障害程度確認方法	手帳の等級による	手帳の等級による			手帳の等級による			手帳の等級による							手帳の等級による			手帳の等級による													
年間支給回数	4回	4回			4回			2回							4回			2回													
支給対象者数(令和2年4月現在)	重度15人	重度27人			重度75人			重度2人							重度39人中度###			重度1人													
年齢要件	無	無			無			無							無			無													
支給額	36,000円	41,300円			20,000円			20,000円							81,426円			25,000円											36,000円		
支給月額	0円 36,000円	0円 41,300円			0円 20,000円			0円 20,000円							40,713円			0円 25,000円									0円 38,000円				
中度	支給額	0円	0円		0円			0円							32,570円			0円									0円 0円				
支給月額	0円 0円	0円 0円			0円 0円			0円 0円							0円 32,570円			0円 0円								0円 0円					
合計	6,480千円	12,476千円			18,840千円			480千円							41,343千円			600千円										941千円 2,520千円			
制度開始年度	平成5年	平成6年			平成4年			平成5年							平成3年			平成5年											平成7年 平成7年		
公的年金制度との併給の可否(可の場合の併給要件)	・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり	以下の公的年金を受給している場合(65歳に達している場合に限る) ・障害厚生年金 ・老齢厚生年金 ・遺族厚生年金 ・遺族共済年金			不可			・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり							司(公的年金を年額300,000円以上受給しているときは、受給対象外)			・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり								・年金額が手当額未満の場合には差額支給あり					
子の加算の有無	無	無			無			無							無			無											無		

※新潟市、浜松市、熊本市は対象制度なし

## 政令指定都市の「朝鮮学校に対する補助金の交付」の取組状況について

自治体名	取組状況（令和3年度）		
	補助制度の有無	補助対象	交付の有無
札幌市	○	教材・備品経費、施設整備 経費	○
仙台市	×		
さいたま市	○	地域等との交流事業	×
千葉市	○	地域等との交流事業	×
川崎市	○	健康・安全を確保するため の事業に要する経費、文化 的・体育的交流事業に要す る経費	○
横浜市	○	備品経費、施設整備経費	×
相模原市	×		
新潟市	○	地域活動費	×
静岡市	○	教材・備品経費	○
浜松市	×		
名古屋市	○	教材・備品経費、教職員研 修	○
大阪市	×		
堺市	×		
神戸市	○	教材・備品経費、施設整備 経費、教職員研修、地域等 との交流事業	○
岡山市	○	教材・備品経費	○
広島市	○	地域等との交流事業	×
北九州市	○	教材・備品経費、施設整備 経費	○
福岡市	×		
熊本市	×		

## 政令指定都市の差別全般の解消に関する条例の施行状況について

自治体名	取組状況
札幌市	なし
仙台市	なし
さいたま市	なし
千葉市	なし
川崎市	<p>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年12月16日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関して、市、市民及び事業者の責務を定めるとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定める。罰則規定は置いていない。</li> <li>・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定める。公共の場所において、拡声機を用いる等の方法により、本邦外出身者に対する差別的言動を行った者等が、勧告・命令を受けたにもかかわらず、命令に違反したときについて罰則規定を設けている。</li> </ul>
横浜市	なし
相模原市	なし
新潟市	なし
静岡市	なし
浜松市	なし
名古屋市	なし
大阪市	<p>大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成12年4月1日施行）</p> <p>市及び市民の責務を定めるとともに、市の施策の推進に必要な事項を定める。罰則規定は、置いていない。</p>
堺市	<p>堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例（平成19年1月1日施行）</p> <p>市の責務及び市民の役割を定め、また、平和と人権を尊重するまちの実現に向け、事業の推進の基本となる事項を定める。罰則規定は、置いていない。</p>
神戸市	なし
岡山市	なし
広島市	なし
北九州市	なし
福岡市	なし
熊本市	なし